

広島県告示第六百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十二年九月二日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年八月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道鞆松永線	福山市松永町三丁目二〇一番一五地先から 福山市松永町三丁目二四四番一四地先まで 福山市松永町一丁目三二番二地先から 福山市今津町四丁目一五番一地先まで	平成二十二年八月一 九日